# 固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます

# 縦覧制度

◆日時 的外の使用はできません。 す。そのため、制度以外の目 ようにするための制度で 正であることを確認できる 較することにより、 土地や家屋の評価額と比 土地や家屋の評価額が適 (土地・家屋)納税者が他の 平成28年度固定資産税 4月1日(金)~ 自己の ②土地について、 ①固定資産税の納税義務

縦覧できる方 固定資産税納税義務者 内の土地・家屋における とその同居の親族 役所本庁舎) 人の場合は、 許証など)、印鑑。 きる物(保険証・運転免 祝日を除く) 税務課窓口 本人確認がで 牛久市 代理 市 ④固定資産税の処分をす ③家屋について、 その他の使用または収 方(所有者·破産管財人 る権利を有する一定の 益を目的とする権利 のに限る)を有する方 のに限る)を有する方 (対価が支払われるも (対価が支払われるも

> せください。 詳しくは、

持ち物

場所

曜日、

5月2日(月)午前8時

30分~午後5時(土·日

益を目的とする権利 その他の使用または収

賃借権

●手数料 です。

3

0

円

できる方」のうち、 持ち物 右記の 閲

手数料 無料

必要です。

の制限はありません。 できる制度です。 された部分を見ることが 自己の資産について記載 ◆閲覧できる方 定資産課税台帳のうち、 納税義務者などが、 ※期間 固

印鑑

※①~④いずれも代理人 印鑑 ④に該当する方…売買 契約書・登記済証など それらを証するもの、 を証するもの、 貸借契約書などそれら 印鑑

者とその同居の親族

賃借権

の場合は委任状が必要

※縦覧期間中の納税義務 ②③に該当する方…賃 者は現年度分のみ無料 お問い合わ ◆問い合わせ 税務課☎内線1051~1054 E-mail: zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp

# 閲覧制度

①に該当する方…本人 証 確認ができるもの(保険 運転免許証など)、

収納課☎内線1061

# 市税などの納め忘れはありませんか?

市税は、子育て・教育・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための大切な財源です。 市では、税の公平性と財源の確保に努めており、滞納されている税の徴収に全力で取り組んでいます。

## あなたが市税などを滞納してしまうと…

もし、定められた納期限までに納税していただけなかった場合には、督 促状が発送されます。督促状が発送された日から起算して10日を経過し た日までに納付されない場合には、法律の定めるところにより、銀行や 勤務先、取引先などを調査し、財産(給料、売掛金、預貯金、生命保険解 約返戻金、電話加入権、不動産など)の差し押さえをすることがあります。 また、納期限の翌日より、延滞金が加算されます。

さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管 する場合もあります。

### 【茨城租税債権管理機構】

県内全市町村で構成する、 効率的な滞納整理を行う一部 事務組合です。滞納処分を前 提に財産調査、財産の差し押 さえ、差し押さえ財産の公売 などを行います。